

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和元年十月二十五日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和元年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
大幅な賃金引上げ等の件
- 三 日時
令和元年十一月五日午前零時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合埼玉協 同病院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合生協歯 科診療所支部	保土田 毅	生協歯科診療 所	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

協同病院支部	協病院支部	立診療所支部	協病院支部	協病院支部	や診療所支部	主診療所支部	い診療所支部	療所支部	ぬま支部
埼玉県民主医療機 関労働組合埼玉西	埼玉県民主医療機 関労働組合秩父生	埼玉県民主医療機 関労働組合行田協	埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷生	埼玉県民主医療機 関労働組合かすか べ生協診療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や診療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合浦和民 主診療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い診療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合川口診 療所支部	埼玉県民主医療機 関労働組合老健み ぬま支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
院	秩父生協病院	行田協立診療 所	熊谷生協病院	かすかべ生協 診療所	おおみや診療 所	浦和民主診療 所	さいわい診療 所	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま
十五	一		五十四	十二	千百十二	浦和五十七	二十	六	四十七
埼玉県所沢市中富千八百六	埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	埼玉県熊谷市上之三千八百	埼玉県春日部市谷原二四	埼玉県さいたま市西区指扇	埼玉県さいたま市浦和区北	埼玉県川口市中青木四一	埼玉県川口市仲町一三十	埼玉県川口市木曾呂千三百

合 東松山病院労働組	合 共立医療会労働組			合 南埼玉病院労働組	同診療所支部 関労働組合大井協 埼玉県民主医療機 同診療所支部	虹の歯科支部 関労働組合あさか 埼玉県民主医療機	関労働組合老健さ んとも支部 埼玉県民主医療機	療所支部 関労働組合所沢診 療所支部
和田 一己	櫻井 聖			佐々木 和宏	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
東松山病院	さくらおとな こども診療所	吹上共立診療 所	北本共立診療 所	南埼玉病院	大井協同診療 所	あさか虹の歯 科	老人保健施設 さんとも	所沢診療所
千百六十一二 埼玉県東松山市大字大谷四	二十七―百二 埼玉県北本市北本団地一―	― ―十九 埼玉県鴻巣市吹上富士見三	八 ― ―六 埼玉県北本市中丸五―六―	二 ― ―十 埼玉県越谷市増森二百五十	一― ―十五 ― 埼玉県ふじみ野市ふじみ野	四― ―二 ― 埼玉県朝霞市浜崎七百二十	七 ― ― 埼玉県所沢市中富千六百十	十三― ―二十四 ― 埼玉県所沢市宮本町二―二